



2025年5月13日

各 位

会 社 名 栄研化学株式会社
代表者名 代表執行役社長 納富 継宣
(コード:4549 東証プライム)
問合せ先 執行役
経営管理統括部長 工藤 知博
(TEL. 03-5846-3379)

当社定時株主総会に係る株主提案書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025年4月11日付で、当社株式である AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC（以下、「本提案株主」といいます。）より2025年6月24日開催予定の第87期定時株主総会において株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。

当社は、本株主提案の内容について検討を重ねてまいりましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主提案

(1) 本提案株主

株主名：AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC

(2) 議題

- ① 定款一部変更の件
- ② 自己株式の取得の件

(3) 議案の内容及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、本提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載したものであります。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議案① 定款一部変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案は、剰余金の配当等の決定について、株主総会の決議によって定めることができるように定款変更を求めるものですが、当社は剰余金の配当等に関して、キャピタルアロケーション等を考慮したうえで経営方針・経営戦略と併せて検討、決定されるべき事項であると考えており、事業の詳細や各事業をとりまく競争環境について深く理解している業務執行取締役を含めた取締役会が配当額を機動的に決定することが、中長期的な企業価値の向上及び株主価値の向上に資すると考え、株主総会ではなく、取締役会の決議により決定を行えるようにしております。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。上記方針を踏まえ連結配当性向30%以上の配当を目標としておりましたが、さらなる株主還元の強化及びさらなる資本効率の向上を目的として、2026年3月期以降は株主還元方針について総還元性向50%以上を目安とすることを決定し、事業成長に応じ、還元額を増加させることをより明確にしております。また、2024年10月31日には、資本政策の一環としての資本効率の向上及び株主還元強化のため200万株、50億円を上限とした自己株式の取得を公表するなど剰余金の配当等に関して、中長期的な企業価値の向上及び株主価値の向上の観点から適切かつ機動的に取締役会で決定してまいりました。

本株主提案の提案の理由について株主提案者は、会社法上は剰余金の決定権限は株主総会にあることが原則であり、当社の現行提案は、剰余金の配当に関して株主総会での議論を排し、配当決定機関を取締役に専属的に付与していると主張しておりますが、2002年に「委員会等設置会社」（2014年に現在の「指名委員会等設置会社」に名称変更されております。）が導入された当初、社外取締役の増員によるモニタリング型取締役会（モニタリングボード）の普及を指向するとともに、株主総会と取締役会の権限配分の在り方について取締役会への権限移譲を進めることの議論が進められていたことに鑑みれば、指名委員会等設置会社として取締役8名のうち過半数の5名が独立社外取締役で構成される当社において、剰余金の配当等の決定を取締役に授権することで、機動的に決定可能となる規程を設けることは会社法が目指す指名委員会等設置会社の在り方と整合的な取り組みであると考えております。

また、経済産業省の『『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会』において、指名委員会等設置会社における取締役候補者の最終決定権限の見直しなどを

通じて、モニタリングボードの普及を図ろうとする動きがみられる中、独立社外取締役の比率や機関設計を考慮することなく、一律に剰余金の配当等の決定について取締役に専属させることを否定的に捉えることは、モニタリングボードの普及・定着を踏り、実効的なコーポレート・ガバナンスの強化を目指す昨今の潮流を妨げる恐れがあると考えられます。

以上から当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

議案② 自己株式の取得の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、中長期的な企業価値の向上を実現するためには設備投資や研究開発・技術獲得といった成長投資、及び手元運営資金、株主還元バランスよく資金配分することが極めて重要であると考えており、2025年5月13日に開示いたしました中期経営計画においても、当社の持続的な企業価値の向上に向け、借入を活用しつつも、積極的な投資戦略と継続的な株主還元強化の両立を図ったキャッシュアロケーションを策定・開示しております。

当社は、このような方針のもと、中長期的な当社の経営戦略や経営環境を踏まえ、中間・期末配当のほか、機動的な自社株買いを実施し、株主還元の強化及び資本効率の向上を図っており、2024年10月31日には、同年11月1日から2025年7月31日を取得期間とする200万株、50億円を上限とした自社株式の取得を公表しております。

一方で、本株主提案は、上記の自社株式の取得に加え、新たに170万株、30億円を限度とする自社株式の取得を、定時株主総会の終結から1年以内に行うことを求めるものですが、自己株式の取得を実行しようとするれば、当社が中期経営計画に基づいて行う今後の投資活動の機動性が一定程度損なわれ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値を毀損する恐れがあると考えられます。

以上から当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

別紙「本株主提案の内容」

※提案株主様から提出された本株主提案に係る書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

1. 提案する議題

- (1) 定款一部変更の件
- (2) 自己株式の取得の件

2. 議案の要領及び提案の理由

- (1) 定款一部変更の件

① 議案の要領

定款第 39 条第 3 項を削除する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

なお、本議案は、議案「(2) 自己株式の取得の件」に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点でその効力を生じるものとする。

(変更の内容)

変更の内容は以下のとおり。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
(剰余金の配当等) 第39条 当社は、取締役会の決議によつて、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行なう。 3. <u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によつては定めない。</u>	(剰余金の配当等) 第39条 当社は、取締役会の決議によつて、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行なう。 (削除)

② 提案の理由

会社法上は剰余金の配当等の決定権限は株主総会にあることが原則であるところ（会社法 454 条 1 項）、当社の現行定款は、剰余金の配当に関して株主総会での議論を排し、配当決定権限を取締役に専属的に付与しています。これは、当社取締役会が株主の意思を適切に理解し、配当政策に反映させる重要な機会を失わせるものです。

また、2023 年 7 月から 2024 年 6 月までに行われた株主総会に関する調査（商事法務研究会編「株主総会白書 2024 年版」商事法務 2376 号 43 頁以下）によれば、回答上場会社 1,902 社のうち、取締役会に剰余金の処分権限を専属させている会社は 233 社（12.3%）に過ぎないとのことであり、剰余金の処分について株主総会決議によることを排除する旨の規定を設けている上場企業は全体の八分の一と、ごく稀です。

これらの点に鑑みつつ、同時に、当社取締役会が危機管理時などにおいて資本政策の機動性にも配慮できるよう、現行定款第 39 条第 3 項「当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。」を削除することを提案します。これにより、定款変更後は、株主総会と取締役会の双方において、剰余金の配当等の決定権限が併存することとなりますので、株主の意思の反映及び資本政策の機動性の双方に配慮した規定となります。

(2) 自己株式の取得の件

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を株式総数 1,700,000 株、取得価額総額 30 億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法 461 条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

② 提案の理由

当社は、「EIKEN グループは、人々の健康を守るために、検査のパイオニアとしてお客様に信頼される製品・サービスを提供し、企業価値の向上を図ります」との経営ビジョンを掲げています。2020 年に世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症に対しては、当社は 2020 年 4 月に新型コロナウイルス検出試薬を発売し、同年 9 月には月産 50 万テスト分もの安定的な供給体制を整備するなど、新型コロナウイルス感染症対策に貢献しました。こうした企業努力もあって、2022 年 3 月期には営業利益 83.9 億円と過去最高を記録しました。

もっとも、2022 年 4 月に発表した中期経営計画（2023 年 3 月期－2025 年 3 月期）では、2025 年 3 月期の営業利益目標を 62.5 億円と設定していたところ、足元の業績予想では 32.1 億円を見込んでおり、当初計画のおよそ半分の営業利益額しか実現できない着地想定となっ

ています。特に 2024 年 10 月 31 日付の当社開示では、主要製品である便潜血検査用試薬の欧州における入札前の買い控えや在庫調整などを理由に、営業利益の通期予想を 56.6 億円から 32.1 億円と大幅な下方修正（-43%）を行ったことから、発表後の 3 日間で株価が実に-11%も下落しました。投資家に対する総合的なリターンを示す指標である TSR（株主総利回り）で見ても、2025 年 3 月末時点において、3 年リターンが当社株式+43%に対して TOPIX+47%、5 年リターンが当社株式+31%に対して TOPIX+113%と、中長期的にみてベンチマークを大きく下回っています。

こうした状況を打開し、当社が中長期にわたり企業価値を持続的に成長するに当たって、従業員への還元や研究開発・能力増強投資、既存事業への投資といった事業成長投資の実施は、経営において最も重要な事項の一つです。そして、こうした事業投資を行った上で残余が生じる場合には、機動的に株主還元を行い資本効率を高めることが適切です。当社の事業状況並びに財務状況は十分に健全な水準にあり、有利子負債残高が現金及び預金額を下回る、いわゆる「ネットキャッシュ」の状況にあります。当社では必要な事業成長投資を行った上で余剰な現預金が残っており、仮に当社が機動的な M&A などの選択肢を考慮する場合であっても、現在の 79 億円の手元現預金および、有利子負債の調達余力で十分に事足りると考えられます。そのため、提案者は、当社が自己株式取得を行うことによって資本効率を向上し、企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の向上を実現することが可能と考えています。

以上のことから、提案者は、当社において、本定時株主総会の終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を株式総数 1,700,000 株、取得価格の総額金 30 億円を限度とする自己株式の取得を実施することを提案します。

以上